

「国際的な協調と共存を図るための平和創造基本法について」

2015年4月

【法律制定の趣旨】

（基本的考え方）

私たちが目指す「社会のあり様」は、私たちの生活が様々な脅威から守られ、私たちの生存が脅かされることのない社会、すなわち、「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）が保障され、「人間の安全保障」が確立されている社会である。

そのため、私たちが目指す「我が国のあり様」は、人類の内なる脅威（戦争、貧困等）と人類への外からの脅威（気候変動、災害、疾病等）に対して、世界各国と協調して取り組む国となることであり、国際的な協調体制が築けるよう積極的な役割を果たす国となることである。このような「我が国のあり様」を通じて、私たちは、「人類の共存」や「世界の国々との共存」を目指していく。

特に、人類の内なる脅威のうち「平和的生存権」を侵害し「人間の安全保障」を脅かす最大のものである戦争に関しては、平和主義及び国際協調主義を理念とする現行憲法の下にある我が国においては、世界をブロック化し、敵・味方を分けて対立をあおり、集団的自衛権を含む軍事的関与を拡大させようとするような考え方は、許されるべきではない。

そもそも、国際紛争が武力の行使によって真に解決されることはないのであり、紛争の原因を根源から絶つためには、軍事的手段によらないあらゆる解決策を尽くすことが必要不可欠である。今こそ、我が国が有する平和国家としての取組に関する経験を最大限に活用することを通じて、国際の平和の創造に貢献すべきである。

以上の基本的考え方に基づいて、我が国は、「戦争を起こさせない」「戦争被害を最小限に食い止める、戦争を早期に終結させる、戦後復興に最大限貢献する」との基本的視点に立って行動すべきであると同時に、米国の一国支配が終焉し世界で多極化が進む中、世界的な協調体制を築くために積極的な役割を果たすべきである。

（注：安倍首相が唱える「積極的平和主義」は、言葉の持つ印象とは異なり、人類の脅威に対して世界的な協調体制を築こうとするものではなく、敵対的關係にある国の脅威に対して我が国の軍事的関与をも目指すものである。「人類の共存」や「世界の国々との協調」とは似て非なるものである。）

（法律案の趣旨）

以上の考え方に立って、本法律案では、憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、特に憲法第9条に関し「他国間の武力紛争への軍事不介入」を前提としてその解釈を確定させるとともに、必要最小限の自衛力の保持と自衛権行使の限界、国連を中心とした国際社会の諸努力への参加の原則、北東アジアの地域安全保障体制の構築推進等を明らかにすることにより、平和主義と国際協調主義に立脚し、国際的な共存を目指す我が国の平和創造への取組を規定する。

【国際的な協調と共存を図るための平和創造基本法】（要綱素案）

昭和二十二年五月三日、日本国憲法が施行され、その前文において、我々日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること及び平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我々の安全と生存を保持しようとすることを決意し、並びに全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認した。我々日本国民は、これまで一貫してこの日本国憲法の理想及び目標を達成するために、たゆまぬ努力を続けてきた。

しかるに、日本国憲法の施行後に生じた国際的な対立構造によって、その理想及び目標の十分な実現が妨げられてきた。また、今日、国際社会において、多極化が進行し、国際連合を中心として協力して取り組むべき課題も多様なものとなっている。

このような状況の下、我々は、改めて日本国憲法の理想及び目標並びに国際連合憲章の精神に思いを致し、世界の平和と人類の福祉の向上に向けて貢献すべきである。また、我々は、そのために、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会との協調及び共存を図らなければならない。

ここに、我々は、日本国憲法及び国際連合憲章の精神にのっとり、平和創造の基本理念を明らかにしてその方向性を示し、及び日本国憲法の下で創設されかつ維持されてきた自衛隊の役割を確認することにより、日本国及び日本国民の安全を保つとともに、国際の平和及び安全を維持するため、この法律を制定する。

第一 総則

1 目的

この法律は、平和創造に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、平和創造基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、平和創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国及び国民の安全を保つとともに、国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的に寄与することを目的とすること。

2 定義

この法律において「平和創造」とは、国際の平和及び安全の維持に関する国際協力の推進並びに専守防衛を旨とする我が国の防衛を通じた我が国による国際の平和の創造をいうものとする。

3 基本理念

(1) 国際的協調の推進、人間の安全保障の確立等を通じた平和的生存権の保障

平和創造に関する施策の推進は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、国際的協調の下に、世界の軍事的対立の発生を阻止し、東アジア地域その他の地域の諸外国との平和的共存を図るとともに、人間の生存及び生活に対する

様々な脅威を除去することにより、世界の人々が平和のうちに生存する権利を保障することを旨として、行われなければならないものとする。

(2) 非軍事的手段による国際社会における緊張関係の発生防止

平和創造に関する施策の推進は、関係国間の安全保障に関する協議の場の構築、軍備管理又は軍縮のための国際的な取組の積極的な推進その他の非軍事的手段により国際社会における緊張関係の発生防止を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

(3) 専守防衛

我が国の防衛は、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、専守防衛に徹し、我が国が諸外国に軍事的な脅威を与える国とならないことを旨として、行われなければならないものとする。

(4) 国際の平和及び安全の維持のための努力への寄与

平和創造に関する施策の推進は、国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的に寄与することを旨として、行われなければならないものとする。

(5) 民主的統制の確保等

平和創造に関する施策の推進は、国民主権の理念にのっとり、我が国の防衛並びに国際の平和及び安全の維持に関する国際協力（以下「防衛等」という。）に関する正確な情報が国民に最大限提供されるとともに、防衛等に関する重要な事項については、民主的統制の観点から国会の関与が保障されることを旨として、行われなければならないものとする。

4 国の責務

(1) 施策の策定及び実施

国は、3の基本理念にのっとり、平和創造に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するとともに、その策定及び実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が最大限に尊重されなければならないものとする。

(2) 地方公共団体等との協力

国は、平和創造に必要な施策の策定及び実施に当たっては、【国に対する要望等により示された住民の意思を最大限に尊重しつつ、】地方公共団体及び公共的機関の協力を得るよう努めるものとする。

(3) 国民生活に及ぼす影響についての考慮

国は、平和創造に必要な施策の策定及び実施に当たっては、国民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現が図られるよう、国民生活に及ぼす影響を十分に考慮する責務を有すること。

第二 国際的協調及び諸外国との平和的共存を図るための基本的施策

1 通則

(1) 外交上の努力の推進等

政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するとともに、国際の平和及び安全の維持に資するために必要な外交上の努力を最大限に尽くさなければならないこと。

(2) 軍縮の推進等

- ① 政府は、核兵器その他の大量破壊兵器及び地雷、クラスター弾その他の非人道的な兵器の削減及び廃絶その他の世界的な軍縮を積極的に推進するものとする。
- ② 我が国においては、核兵器その他の大量破壊兵器は、製造せず、保有せず、及び持ち込ませないものとする。
- ③ 我が国においては、武力紛争を助長させることとなる武器及び武器の生産技術の輸出並びに外国との共同の研究及び開発は、認めないものとする。
- ④ 政府は、宇宙空間の利用に当たっては、**第一・3・(3)**の基本理念にのっとりこれを行わなければならないものとする。

(3) 国際連合の集団安全保障への寄与

- ① 政府は、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動に積極的に協力するものとする。
- ② ①の協力は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならず、また、武力の行使と一体化するようなものではあってはならないこと。
- ③ ①の協力を実施する場合における武器の使用は、自己又は自己の管理の下にある者の生命又は身体を防衛する等自然権的権利を保護する場合に限りなされるものとする。

2. 国際的協調及び諸外国との平和的共存の推進

(1) 人間の安全保障の確立

政府は、世界的な人口増加、経済発展、生活向上等に伴い顕在化し、又はそのおそれが生じている気候変動、疾病、貧困、エネルギー不足、食糧不足、水不足その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威を除去するための国際協力を積極的に推進するものとする。

(2) 政府開発援助の適正な実施

政府は、政府開発援助を通じ国際的協調及び諸外国との平和的共存を図るため、これを積極的かつ効果的に実施するとともに、いやしくも軍事的用途への転用又は国際紛争の助長につながることをしないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 災害救助機能を有する専守防衛の実力部隊の整備の推進

政府は、災害救助機能を有し専守防衛を旨として活動する実力部隊に係る国際的な法制の整備を推進するとともに、当該実力部隊の有用性に対する理解を諸外国に広めるよう努めるものとする。

(4) 核兵器の原材料の国際的管理の推進

政府は、プルトニウムその他の核兵器の原材料を国際的に管理するための国際的な取組を積極的に推進するものとする。

(5) 国際連合の活動に対する協力の推進

- ① 政府は、日本国憲法の国際協調主義の理念に基づき、国際連合待機制度等について積極的な対応を行うものとする。
- ② 政府は、日本国憲法の国際協調主義の理念に基づき、安全保障理事会の改革、国際司法裁判所の強化、平和構築委員会の活動への協力、国連緊急平和部隊(UNEP)S)構想の推進、国連難民高等弁務官の活動への協力、国際連合の活動を担う人材の提供等を推進することにより、国際連合の機能の強化のための取組に積極的に貢献するものとする。

3 東アジア地域における信頼関係の構築等

(1) 東アジア地域の諸国間の国際相互理解の増進

政府は、東アジア地域の諸国間の国際相互理解の増進を図るため、東アジア地域の諸国間の文化、歴史等に関する交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 東アジア地域における信頼醸成措置の推進

政府は、東アジア地域における偶発的な武力紛争を防ぐため、当該地域の諸国間における安全保障に関する情報の交換、防衛当局者間の連絡体制の構築、事態の緊迫化を避けるための共通の行動慣習の形成その他の信頼醸成措置の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 北東アジア地域における安全保障体制の構築

政府は、北東アジア地域における安全保障体制の構築を図るため、同地域の諸国又は当該諸国を含む東アジア地域の諸国及びアメリカ合衆国との連携の下に国際連合憲章第52条に規定する地域的取極又は地域的機関であって北東アジア地域における平和の維持を目的とするものの締結又は設立のための取組の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 日米安全保障条約に基づく安全保障体制の堅持

日米安全保障条約に基づく安全保障体制は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じ、又は(3)の北東アジ

ア地域における安全保障体制が確立するまでの間、堅持するものとする。

4 安全保障に関する情報の取扱いの適正化

国は、我が国の安全保障政策が国民に対する正しい情報の提供及び国民の理解に基づいて推進されることが極めて重要であることに鑑み、安全保障上の理由により国民の知る権利を制限する必要がある場合には、当該制限が安全保障上必要最小限のものであることを確保するため、国際社会における先進的な取組を参酌しつつ、安全保障上特に保護されるべき情報の指定及び解除等に関する具体的かつ明確な基準の設定、国会及び専門的知見を有する独立性の高い機関等による効果的な監視の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三 自衛権及び自衛隊

1 自衛権

(1) 自衛権の発動の要件

自衛権の発動は、我が国に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するために他に適当な手段がない場合に限り、なされるものとする。

(2) 自衛権の発動としての武力の行使の限度

自衛権の発動としての武力の行使は、必要最小限度にとどまらなければならないこと。

(3) 集団的自衛権の不行使

国際連合憲章第51条に規定する集団的自衛の固有の権利は、行使しないものとする。

2 自衛隊

(1) 自衛隊の保持及びその任務

① 我が国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため必要最小限度の防衛力として、我が国を防衛することを主たる任務とする自衛隊を保持するものとする。

② 自衛隊は、我が国の防衛のための必要最小限度を超える実力を保持してはならないものとする。

③ 自衛隊は、必要に応じ、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護を行うものとする。

④ 自衛隊は、特に必要があると認められるときに限り、公共の秩序の維持【及び沿岸の警備】に当たるものとする。

⑤ 自衛隊は、①の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、別に法律で定めるところにより、次に掲げる活動を行うことができるものとする。この

場合において、武器の使用は、**第二・1・(3)・③**の例により行われるものとする
こと。

(i) 我が国周辺における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応
して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

(ii) 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推
進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

⑥ ⑤ (ii) のほか、自衛隊は、海外における大規模な災害に際し、当該災害を受
け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関の要請に応じ、国際緊
急援助活動等を行うものとする。

(2) 自衛隊の整備及び民主的統制

① 国は、防衛力の整備に当たっては、できる限り抑制的な姿勢で臨むものとする
こと。

② 自衛隊の定員、予算、編成、装備、行動等自衛隊に関する重要な事項について
は、国会の関与が保障されなければならないものとする。

③ 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有するも
のとする。

④ 内閣総理大臣は、防衛大臣の任命に当たっては、日本国憲法第66条第2項（大
臣の文民規定）の趣旨に十分に配慮するものとする。

⑤ 防衛大臣は、内閣総理大臣の指揮監督の下、自衛隊の隊務を統括するものとし
ること。この場合において、防衛大臣は、自衛隊の隊務の基本的事項について、
内部部局の文官の補佐を受けるものとする。

(3) 自衛隊員

① 何人も、自衛隊員となることを強制されないものとする。

② 政府は、自衛隊の活動が厳しい環境の下で行われるものであることに鑑み自衛
隊員の人権が十分に尊重されるとともに、自衛隊員の間において国民の権利に対
する正しい認識が共有されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 我が国に対する武力攻撃に当たらない侵害が発生した事態への対処

(1) 武力紛争の回避

政府は、我が国に対する武力攻撃に当たらない侵害が発生した事態においては、
当該侵害への対処が関係国との武力紛争に至ることのないよう、当該関係国と密接
に連絡する等万全の対応をするものとする。

(2) 警察等による対処

(1)の侵害については、警察及び海上保安庁（以下「警察等」という。）による対処
を基本とすること。

(3) 警察等と自衛隊との連携の確保等

(1)の侵害への警察等による対処が困難な場合に備え、警察等と自衛隊との連携を

確保すること。ただし、自衛隊による対処は、警察等による対処が困難な場合に限るものとする。

第四 緊急に講ずべき措置

1 北東アジア地域における軍事的衝突の未然防止等のための体制の構築

政府は、北東アジア地域における軍事的な衝突を未然に防止し、及び衝突が発生した場合に紛争の拡大を防止するための体制の構築を緊急に図るものとする。

2 軍事施設の近隣住民の負担の軽減

政府は、日米安全保障条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊が我が国に駐留することにより生じ、又は生じるおそれのある当該軍隊の施設の近隣住民の負担が軽減されるよう、必要な措置を緊急に講ずるものとする。

3 日米地位協定の見直し

政府は、日米地位協定について、我が国の法令の遵守、定期的なアメリカ軍施設の使用計画の見直し、同軍の兵士である被疑者の拘禁の我が国の施設での実施等の実現のために必要な措置を緊急に講ずるものとする。

第五 平和創造基本計画

1 政府は、平和創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平和創造に関する基本的な計画（以下「平和創造基本計画」という。）を定めなければならないものとする。

2 平和創造基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 平和創造に関する施策についての基本的な方針
- (2) 国際の平和及び安全の維持に関する国際協力の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 専守防衛を旨とする我が国の防衛に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (4) その他平和創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、平和創造会議の議を経て、平和創造基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする。

4 政府は、我が国及び関係国を巡る情勢の変化を勘案し、少なくとも5年ごとに、平和創造基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないものとする。

5 3は、平和創造基本計画の変更について準用するものとする。

第六 平和創造会議の設置に関する基本方針

- 1 別に法律で定めるところにより、内閣に、平和創造会議を設置するものとする。
- 2 平和創造会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとする。
 - (1) 平和創造基本計画
 - (2) 平和創造に関する施策の基本方針
 - (3) 軍縮の推進のための施策に関する重要事項
 - (4) 政府開発援助の適正な実施のための施策に関する重要事項
 - (5) 国防の基本方針、防衛計画の大綱その他の我が国の安全保障に関する基本方針及び重要事項
 - (6) (3)から(5)までに掲げる事項以外の平和創造に関する施策に関する重要事項
- 3 平和創造会議は、次に掲げる者をもって組織するものとする。
 - (1) 議長（内閣総理大臣をもって充てるものとする。）
 - (2) 副議長（内閣官房長官及び平和創造担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、平和創造に関する施策に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てるものとする。）
 - (3) 議員（議長及び副議長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。）
- 4 国家安全保障専門委員会の設置
 - (1) 平和創造会議に、国家安全保障専門委員会を設置するものとする。
 - (2) 国家安全保障専門委員会は、2(5)に掲げる事項の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、平和創造会議に進言するものとする。
- 5 政府は、1から4までの基本方針に基づき、この法律の施行の日までに、平和創造会議を設置し、及び国家安全保障会議を廃止することができるよう法制上の措置を講ずるものとする。

第七 その他

- 1 施行期日
この法律は、〇〇から施行すること。ただし、第六・5の規定は、公布の日から施行すること。
- 2 関係法令の整備
この法律の制定に伴い必要となる関係法律の改正を行うほか、この法律の目的を達成するため必要な法令の制定又は改正を政府に義務付けるものとする。